

小熊小学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、羽島市立小熊小学校PTAと称する。

第2条 本会は、事務局を小熊小学校内に置く。

第2章 目的

第3条 本会は、児童の健全育成を目的とし、そのために次の点に努めることとする。

- ① 会員の研修に努め、資質の向上を図る。
- ② 会員相互の親睦を深め、家庭相互並びに学校、地域との連携を図る。
- ③ 教育環境の整備・充実に努める。

第3章 方針

第4条 本会の方針は、次の通りとする。

- ① 本会は、特定の政党並びに宗教に関与することなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
- ② 本会は、自主独立のものであって、児童の福祉増進のための活動をする他の団体及び機関とは協力するが、その支配や干渉は受けない。
- ③ 本会は、学校の管理及び人事に干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、本校児童の保護者と本校職員とする。

第5章 会計

第6条 本会の会計は、一般会計と特別会計から成り立つ。

第7条 一般会計は、会員の会費、寄付金、その他の収入より得られ、その経費は本会の運営に必要な費用とする。

第8条 特別会計は、リサイクル活動等の収益活動から得られ、その経費は児童の教育環境向上及び本会、その他に必要な物品等の購入に充てる。

第9条 本会の会費は、月額300円とする。なお複数児童の会員は、次子以下1名につき200円を加えるものとする。

第10条 特別会計の運用は、役員会で検討し、実行委員会で承認を得る。

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名（保護者）
- ② 副会長 3名（保護者）
- ③ 書記 3名（保護者2名 学校職員1名）
- ④ 会計 3名（保護者2名 学校職員1名）

第13条 役員の仕事は、次の通りとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時は、これを代行する。
- ③ 書記は、会議の記録に関すること及び会の庶務を行う。
- ④ 会計は、会計事務を処理し、会計監査を経て決算報告をする。

第14条 会長と学校職員を除く役員は、いずれかの常任委員会に顧問として所属し、その仕事を助ける。

第15条 役員の仕事期間は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第16条 役員の選出は、次の手順で行う。

- ① 会長は、役員3名、学年代表6名、教頭を推薦委員とし、この10名をもって役員候補者推薦委員会を構成、役員候補者の推薦を委嘱する。
- ② 役員候補者推薦委員会は、委員の互選で委員長を（保護者）を決定し、委員長は、委員会を統轄する。
- ③ 役員候補者推薦委員会は、会員より会長への立候補を募り、その審議を行う。立候補がない場合には、会員より候補者を推薦する。
- ④ 役員候補者推薦委員会は、会長候補者に会員より副会長以下の役員候補者を推薦するよう依頼し、その推薦を得て審議を行う。
- ⑤ 役員候補者推薦委員会は、推薦した役員候補者を年度終わりの総会で報告し、承認を得る。
- ⑥ 新役員は、4月1日より任に就く。
- ⑦ 新会長は、年度始めの総会において新役員を紹介する。

第7章 会計監査委員

第17条 本会は、会計監査委員2名を置く。

2. 会計監査委員は、年度会計を監査して、年度始めの総会において報告する。
3. 会計監査委員の任期は、1ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。
4. 会計監査委員は、元PTA会員から推薦し、実行委員会の承認を得る。

第8章 顧問及び相談役

第18条 本会は、校長を顧問とし、本会の発展に関して助言を受ける。

第19条 本会は、前会長を相談役とし、必要に応じて助言を受ける。

第9章 学年委員及び地区委員

第20条 学年委員

1. 学年委員は、1学年3名とし、新1年生は年度初めに、それ以外の学年は前年度末に選出する。特別支援学級は、1名互選とする。
2. 学年委員の選出方法は、別に選出規定を定める。
3. 選出規定の変更は、実行委員会で協議を行い、学年委員の選出までに報告する。
4. 学年委員は、互選で学年代表を決める。
5. 学年代表は、学年懇談など学年PTAの諸行事の企画・運営を他の学年委員と協力して行う。

第21条 地区委員

地区委員は、各町内から選出され、年度末に委員長・副委員長を決める。

第10章 総 会

第22条 総会は、会員をもって構成し、本会の最高決議機関である。

1. 総会は、年度始めと年度終わりに開催する。ただし、年度終わりの総会は、文書による報告・承認をもって替えることができる。
2. 役員が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求があった時には、臨時総会を開催することができる。
3. 総会は、委任状を含め会員の五分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
4. 総会は、出席者の過半数の同意をもって議決する。

第11章 役員会及び実行委員会

第23条 役員会は、役員と顧問をもって構成する。

2. 役員会は、必要に応じて会計監査委員、各常任委員長の出席を求めることができる。
3. 役員会は、本会の運営について審議・決定する。

- 第24条 実行委員会は、役員・顧問・各常任委員長・副委員長をもって構成する。
2. 実行委員会は、常任委員会において立案された行事及び事業計画について審議・決定する。
 3. 実行委員会は、必要に応じて会計監査委員の出席を求めることができる。

第12章 常任委員会

第25条 本会に次の常任委員会を置く。

- ① 広報委員会
広報誌「知風」の編集・発行に当たる。
- ② 健康安全委員会
健康安全に関わる活動の立案・実施に当たる。
- ③ 家庭教育委員会
サークル活動や、家庭教育に関わる活動の立案・実施に当たる。
- ④ 地区委員会
リサイクル活動(資源回収)、校外生活指導の立案・実施に当たる。

第26条 各常任委員会の構成は、次の通りとする。

- ① 広報委員会・健康安全委員会・家庭教育委員会は、学年委員を一定数ずつ配分して構成する。但し、特別支援学級の委員は属さない。
 - ② 広報委員・健康安全委員・家庭教育委員は学年委員の互選で決める。
 - ③ 地区委員会は、地区委員で構成する。
2. 各常任委員会には、委員長・副委員長を置くこととする。
3. 委員長・副委員長の任務は、次の通りとする。
- ① 委員長は、委員会を統轄する。
 - ② 副委員長は、委員長を補佐する。

第13章 表彰

第27条 本会は、本会の活動並びに学校教育に顕著な功績のあった者に謝意を表す。

2. 表彰該当者は、次のとおりとする。
 - ① 役員・会計監査委員・常任委員長・副委員長を勤め退任した者。
 - ② PTA及び学校へ金品を寄付した者で、役員会が表彰に相当すると認めた者。
 - ③ その他、役員会が表彰に相当すると認めた者。

第14章 改正

第28条 規約の改正は、総会の議決を得て行う。

第15章 雑則

第29条 本会は、別に慶弔規定を定める。

2. 慶弔規定の制定及び改廃は、実行委員会で行い総会に報告する。

付則

この規約は、平成6年11月20日から施行する。

一部改正 平成8年4月30日 ・平成10年2月17日 ・平成13年4月27日
平成14年4月26日 ・平成15年4月25日 ・平成16年4月23日
平成17年2月10日 ・平成18年4月27日 ・平成22年4月24日
平成24年4月28日 ・平成26年4月26日 ・平成27年2月10日
平成30年2月8日 ・平成30年11月2日